

毎週火、金曜日発行（但休日に於ては翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## ◇告示 目次

建設業者の登録  
測量の終了  
漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出  
土地改良区の役員の変更及び就任  
結核予防法の規定による医療機関の指定  
健康保険法の規定による保険医の登録  
牛の結核病等の検査  
肥料生産登録の失効  
土地改良事業の認可  
土地改良事業計画変更の認可

登録番号 登録年月日 名 称  
鳥取県知事登録 昭三六、 協立土建  
第七二三号 一、二六  
〃〃第二〇三号 〃一、二二 米子機工(株)  
主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要  
八頭郡河原町大字佐貫一、一二五 松本 春雄 土木工事  
米子市加茂町三丁目九三 増本 幸一 絶縁工事

◇教委告示 臨時教育委員会の招集  
定例教育委員会の招集  
◇正誤 昭和三十六年一月二十四日付け鳥取県規則第一号中訂正

## 告示

鳥取県告示第六十号  
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。  
昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十一号

次のとおり測量を終了した旨、建設省国土地理院長から通知を受けた。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量

基本測量

二 作業終了年月日 昭和三十五年十一月二十五日

昭和三十五年十二月八日

三 作業地域 東伯町、赤碕町、

中山町

倉吉市、三朝町

鳥取県告示第六十二号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県岩美郡福部村大字岩戸

同 右

谷本 常雄  
若林 周造

2 加入区

福部加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

福部村漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年一月三十一日から昭和三十六年三月一日まで

日まで

2 縦覧の場所

福部村漁業協同組合事務所

鳥取県告示第六十三号

漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)

第五条第一項の規定により漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県東伯郡東伯町大字逢束

同 右

橋本 春光  
坂本 昇

2 加入区

東伯加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

東伯町漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

昭和三十六年一月三十一日から昭和三十六年三月一日

日まで

2 縦覧の場所

東伯町漁業協同組合事務所

鳥取県告示第六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十項の規定により、尚徳村三ヶ堰土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の名及び住所

理事 谷本 礼 米子市榎原

山脇 巖

鷺見 松次 大袋

乗本 一夫 橋本

亀山 熊雄 榎原

野口 亨 橋本

正歩 一貫 〃  
 落田 紀基 〃 青木  
 〃 〃 〃 〃  
 監事 山川 栄 〃 橋本  
 〃 前田 茂 〃 榎原

就任した役員の名及び住所

理事 江原 勝美 米子市青木  
 〃 山脇 巖 〃 榎原  
 〃 三吉 重雄 〃 〃  
 〃 鷺見 喜一 〃 大袋  
 〃 吉本 寿一 〃 橋本  
 〃 松浦 透 〃 榎原  
 〃 加藤 勤 〃 橋本  
 〃 須山 昭典 〃 〃  
 〃 田中 克己 〃 榎原  
 〃 〃 〃 〃  
 監事 山川 栄 〃 橋本  
 〃 前田 茂 〃 榎原

昭和三十五年四月二十六日通常総会において総選挙の

結果当選し、五月一日就任、任期二年。

鳥取県告示第六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 管轄保健所名

昭和三十五年 中野医院 東伯郡東伯町 倉吉保健所  
 十二月十日 字保

松村医院 倉吉市薬町七  
 三一番地

鳥取県告示第六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及

び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号 登録年月日  
 須山 康夫 境港市米川町四七 鳥医八三一 昭三六、一、二五

鳥取県告示第六十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病検査並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
 結核病及びブルセラ病検査  
 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除  
 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

結核病……ツベルクリン皮内注射反応検査

ブルセラ病……ブルセラ急速凝集反応及び口際法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 (一)

結核病及びブルセラ病検査



第二六二号 三五、〇副産石灰

アルカリ分  
く溶性苦土

三五・〇  
六・〇〇

米子市角盤町三丁目一  
第一化学工業株式会社  
取締役社長 阿川 清

鳥取県告示第六十九号

昭和三十五年十二月二十日付けで大瀬土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改良事業については、審査の結果、その計画を適当と認めただので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年二月一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡三朝町大字大瀬 大瀬土地改良区事務所

鳥取県告示第七十号

昭和三十五年十一月十七日付けで米子市大井手土地改良区から申請のあつたかんがい排水土地改良事業計画の変更については、審査の結果、これを適当と認めただので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように土地改良事業変更計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年一月三十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

米子市大井手土地改良区事務所

鳥取県告示第七十一号

昭和三十五年四月二十八日付けで羽合土地改良区から申請のあつた暗きよ排水土地改良事業計画の変更については、審査の結果、これを適当と認めただので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように土地改良事業変更計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年一月三十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

羽合土地改良区事務所

鳥取県告示第七十二号

昭和三十五年十一月十六日付けで北条川土地改良区から申請のあつた暗きよ排水土地改良事業計画の変更については、審査の結果、これを適当と認めただので、土地改

良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように土地改良事業変更計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十五年一月三十一日から二十日間とする。

二 縦覧場所

北条川土地改良区事務所

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一日時 昭和三十六年一月三十一日午前十一時

二 場所 鳥取県教育委員会事務局（鳥取図書館庁舎）

三 議題 1 教職員人事異動の基本方針について  
2 その他

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年一月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一 日時 昭和三十六年二月二日午後一時  
三日午前十時

二 場所 鳥取県教育委員会事務局（鳥取図書館庁舎）

三 議題 1 昭和三十六年度高等学校募集定員につい

て

2 その他

正 誤

昭和三十六年一月二十四日付け鳥取県規則第一号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

4 頁 段 行  
上 4

誤  
借主は、貸付  
対象施設

正  
借主は、原則として  
貸付対象施設

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取県鳥取市栗谷町  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
鳥取県印刷所  
（定価）一部月極一三〇円（送料共）